

新	旧
週休 2 日制確保工事試行要領（土木工事） 1 ～ 3 （略） 4 現場閉所による週休 2 日制工事 4-1 ・ 4-2 （略） 4-3 週休 2 日制工事の実施 (1) 週休 2 日制工事実施の内容 実施にあたっては、次のアからオに取り組むこととする。 ア～ウ（略） エ 受注者は、原則として、<u>工事完成届の提出前に</u>、最終月の「現場閉所実績報告書」（別紙 1）及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」（別紙 2）を作成し、監督員へ提出する。 オ（略） <u>(削除)</u> <u>(2) 工事成績評定への反映</u> 完全週休 2 日を達成した場合には、<u>工事成績評定を 1 点加点</u>する。 なお、月単位の週休 2 日が達成できなかった場合でも減点は行わないが、明らかに受注者側に月単位の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、<u>1 点</u>減点する。 5 交替制による週休 2 日制工事 5-1 ・ 5-2 （略） 5-3 週休 2 日制工事の実施 (1) 週休 2 日制工事実施の内容 実施にあたっては、次のアからオに取り組むこととする。 ア～ウ（略） エ 受注者は、原則として、<u>工事完成届の提出前に</u>、最終月の「休日確保実績報告書」（別紙 3）及び対象期間全体の「休日確保履行報告書」（別紙 4）を作成し、監督員へ提出する。 オ（略） <u>(削除)</u>	週休 2 日制確保工事試行要領（土木工事） 1 ～ 3 （略） 4 現場閉所による週休 2 日制工事 4-1 ・ 4-2 （略） 4-3 週休 2 日制工事の実施 (1) 週休 2 日制工事実施の内容 実施にあたっては、次のアからオに取り組むこととする。 ア～ウ（略） エ 受注者は、原則として、<u>工事完成届提出日の 20 日前までに</u>、最終月の「現場閉所実績報告書」（別紙 1）及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」（別紙 2）を作成し、監督員へ提出する。 オ（略） <u>(2) 経費補正の実施</u> <u>当初の設計金額において、「週休 2 日制確保工事試行要領補足事項（土木工事）」（以下「補足事項」という。）（別添）により月単位の週休 2 日の経費補正を行う。</u> <u>完全週休 2 日の現場閉所を達成した場合は、契約約款第 25 条の規定に基づき請負代金額を増額変更し、月単位の週休 2 日の現場閉所が達成できなかった場合には、契約約款第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。</u> <u>(3) 工事成績評定への反映</u> 完全週休 2 日を達成した場合には、<u>「補足事項」（別添）により工事成績評定に反映</u>する。 なお、月単位の週休 2 日が達成できなかった場合でも減点は行わないが、明らかに受注者側に月単位の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、<u>「補足事項」（別添）により</u>減点する。 5 交替制による週休 2 日制工事 5-1 ・ 5-2 （略） 5-3 週休 2 日制工事の実施 (1) 週休 2 日制工事実施の内容 実施にあたっては、次のアからオに取り組むこととする。 ア～ウ（略） エ 受注者は、原則として、<u>工事完成届提出日の 20 日前までに</u>、最終月の「休日確保実績報告書」（別紙 3）及び対象期間全体の「休日確保履行報告書」（別紙 4）を作成し、監督員へ提出する。 オ（略） <u>(2) 経費補正の実施</u> <u>当初の設計金額において、「補足事項」（別添）により月単位の週休 2 日の経費補正を行う。</u>

新	旧
<u>(2)</u> 工事成績評定への反映 完全週休 2 日を達成した場合には、<u>工事成績評定を 1 点加点</u>する。 なお、月単位の週休 2 日が達成できなかった場合でも減点を行わないが、明らかに受注者側に月単位の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、<u>1 点</u>減点する。 6（略） 附則 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日以降に公告する週休 2 日制工事に適用する。 <u>附則</u> <u>この要領は、令和 8 年 7 月 1 日以降に公告する週休 2 日制工事に適用する。</u> <u>ただし、土木工事標準積算基準書（令和 7 年 7 月 1 日）を適用している週休 2 日制工事については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u>	<u>交替制による完全週休 2 日を達成した場合は、契約約款第 25 条の規定に基づき請負代金額を増額変更し、月単位の週休 2 日が達成できなかった場合には、契約約款第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。</u> <u>(3)</u> 工事成績評定への反映 完全週休 2 日を達成した場合には、<u>「補足事項」（別添）により工事成績評定に反映</u>する。 なお、月単位の週休 2 日が達成できなかった場合でも減点を行わないが、明らかに受注者側に月単位の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、<u>「補足事項」（別添）により</u>減点する。 6（略） 附則 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日以降に公告する週休 2 日制工事に適用する。 <u>（追加）</u>

新	旧																																														
(削除)	別添 週休2日制確保工事試行要領補足事項（土木工事） 1 現場閉所による週休2日制工事 (1) 経費補正の実施（要領4 4-3（2）関係） 当初の設計金額において、下表の経費に月単位の週休2日の係数を乗じた補正を行う。 完全週休2日を達成した場合は、完全週休2日の係数を乗じた補正を行う。 <table><tr><th rowspan="2">現場閉所実績</th><th colspan="4">補正係数</th></tr><tr><th>労務費</th><th>機械経費 (賃料)</th><th>共通仮設費率</th><th>現場管理費率</th></tr><tr><td>完全週休2日 (全週現場閉所率28.5%（2日/7日）以上)</td><td>1.02</td><td>＝</td><td>1.02</td><td>1.03</td></tr><tr><td>月単位の週休2日 (全月現場閉所率28.5%（8日/28日）以上)</td><td>1.02</td><td>＝</td><td>1.01</td><td>1.02</td></tr></table> ※ 材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、機械経費（賃料）の補正対象としない。 (2) 工事成績評定への反映（要領4 4-3（3）関係） 現場閉所実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行う。 <table><tr><td>現場閉所実績</td><td>加点</td></tr><tr><td>完全週休2日</td><td>1点</td></tr><tr><td>現場閉所実績</td><td>減点</td></tr><tr><td>明らかに月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合</td><td>－1点</td></tr></table> 2 交替制による週休2日制工事 (1) 経費補正の実施（要領5 5-3（2）関係） 当初の設計金額において、下表の経費に月単位の週休2日の係数を乗じた補正を行う。 完全週休2日を達成した場合は、完全週休2日の係数を乗じた補正を行う。 <table><tr><th rowspan="2">休日確保実績</th><th colspan="4">補正係数</th></tr><tr><th>労務費</th><th>機械経費 (賃料)</th><th>共通仮設費率</th><th>現場管理費率</th></tr><tr><td>完全週休2日 (全週休日率28.5%（2日/7日）以上)</td><td>1.02</td><td>＝</td><td>＝</td><td>1.03</td></tr><tr><td>月単位の週休2日 (全月休日率28.5%（8日/28日）以上)</td><td>1.02</td><td>＝</td><td>＝</td><td>1.02</td></tr></table> ※ 材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、機械経費（賃料）の補正対象としない。 (2) 工事成績評定への反映（要領5 5-3（3）関係） 休日確保実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行う。	現場閉所実績	補正係数				労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率	完全週休2日 (全週現場閉所率28.5%（2日/7日）以上)	1.02	＝	1.02	1.03	月単位の週休2日 (全月現場閉所率28.5%（8日/28日）以上)	1.02	＝	1.01	1.02	現場閉所実績	加点	完全週休2日	1点	現場閉所実績	減点	明らかに月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合	－1点	休日確保実績	補正係数				労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率	完全週休2日 (全週休日率28.5%（2日/7日）以上)	1.02	＝	＝	1.03	月単位の週休2日 (全月休日率28.5%（8日/28日）以上)	1.02	＝	＝	1.02
現場閉所実績	補正係数																																														
	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率																																											
完全週休2日 (全週現場閉所率28.5%（2日/7日）以上)	1.02	＝	1.02	1.03																																											
月単位の週休2日 (全月現場閉所率28.5%（8日/28日）以上)	1.02	＝	1.01	1.02																																											
現場閉所実績	加点																																														
完全週休2日	1点																																														
現場閉所実績	減点																																														
明らかに月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合	－1点																																														
休日確保実績	補正係数																																														
	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率																																											
完全週休2日 (全週休日率28.5%（2日/7日）以上)	1.02	＝	＝	1.03																																											
月単位の週休2日 (全月休日率28.5%（8日/28日）以上)	1.02	＝	＝	1.02																																											

新		旧	
		<u>休日確保実績</u>	<u>加点</u>
		<u>完全週休 2 日</u>	<u>1 点</u>
		<u>休日確保実績</u>	<u>減点</u>
		<u>明らかに月単位の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合</u>	<u>－ 1 点</u>